

新危対第313号
平成28年8月3日

各区自治協議会長 様

新潟市国民保護協議会
会長 新潟市長 篠田 昭
(公印省略)

新潟市国民保護協議会委員の推薦について (依頼)

日頃、本市の防災行政に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、別紙のとおりご就任いただいております標記協議会委員につきましては、本年8月31日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き貴機関からご就任賜りたく、別紙様式1により適任者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。(再任も可能です。)

なお、推薦にあたっては、大変お手数をおかけいたしますが、別紙様式2により本人の同意を確認のうえ、あわせてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1 任期

平成28年9月1日から平成30年8月31日まで(2年間)

※ 委嘱状の交付は省略とし、通知をもってこれに充てます。

2 職務

市長の諮問に応じて新潟市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項(新潟市国民保護計画など)を審議します。

3 報酬

「新潟市国民保護協議会」にご出席いただく場合、規定により報酬が支払われます。(国・県・市の機関は除く)

4 回答期限

平成28年8月31日(水)までとさせていただきます。

別紙様式1・2に記入押印のうえ郵送でご回答願います。

5 女性の参画促進について

新潟市では、添付資料の指針及び計画のとおり、審議会委員女性率45パーセントを目標としております。何卒ご理解いただき、貴機関（社）の役員または職員より 積極的に女性の適任者をご推薦くださいますようお願いいたします。

6 添付資料

- (1) 新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿
- (2) 国民保護法（抜粋）
- (3) 新潟市国民保護協議会条例
- (4) 新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）
- (5) 附属機関等の委員候補者の推薦にあたって（お願い）

新潟市危機管理防災局危機対策課 主査 岡田 裕弥 TEL:025-226-1146 FAX:025-224-0768 E-mail:kikitaisaku@city.niigata.lg.jp
--

「新潟市国民保護協議会」の概要

目的	<p>国民保護とは、万一の武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するために、情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動などの措置に迅速に対処することをいいます。</p> <p>新潟市では国民保護計画において平素からの備えや、避難方法などを定めており、国・県の計画変更に伴う修正案等について意見を伺うために、国民保護協議会を設置しています。</p>
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市国民保護計画の作成及びその実施を推進すること。 ・市長の諮問に応じて本市の地域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。 ・上記に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
任期	平成28年9月1日から平成30年8月31日まで（通常任期は2年）
委員構成	<p>会長：新潟市長</p> <p>委員：40人（定数60人）</p> <p>○北陸農政局 ○北陸地方整備局 ○北陸信越運輸局 ○海上保安庁 ○新潟県警 ○新潟市教育委員会 ○新潟市消防局 ○新潟市水道局 ○東日本電信電話 ○日本赤十字社 ○新潟交通 ○新潟県ガス協会 ○新潟テレビ21 ○新潟県看護協会 ○区自治協議会 等</p> <p>区自治協議会委員の役割は、「住民の避難」など市民を守る部分を中心に、広く市民の意見を発言していただきます。</p>
会議開催 予定等	<p>1 開催予定 年1回程度開催</p> <p>2 会議時間等 各回とも1時間程度</p> <p>3 会議場所 新潟市役所本庁舎</p>
委員報酬	市の規定による（会議1回あたり13,000円）
会議開催状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年 7月 1日 新潟市国民保護協議会設置 ・平成18年 7月13日 第1回 ・平成18年10月23日 第2回 ・平成19年 1月30日 第3回 ・平成21年 3月19日 第4回 ・平成28年 1月19日 第5回
連絡先	<p>危機管理防災局危機対策課 岡田</p> <p>☐ 025-226-1146 ☐ 025-224-0768</p>